

## 総合グラウンド利用料金 (平成28年4月1日現在)

### 1 庭球場・プール・陸上競技場・運動広場・アーチェリー競技場

#### ① 利用料金

##### (1) 市民（市内の団体）が利用する場合

区分		利用料金					
庭球場		1面1時間につき 330円					
プール	50メートル	専用利用					
	25メートル	50メートルプール1時間につき5,850円					
	徒渉池	25メートルプール1時間につき3,380円					
		個人利用					
		1人1回高校生（中等教育学校の後期課程の在学学生を含む。）及び一般 450円					
		1人1回小学生及び中学生（中等教育学校の前期課程の在学学生を含む。） 180円					
		1人1回幼児 110円					
ウォータースライダー		1人3回につき 100円					
陸上競技場 （補助競技場を含む。）	専用利用	1時間につき					
		営利を目的としない場合	体育・スポーツに利用する場合	入場料等を徴収しない場合	3,090円		
				入場料等を徴収する場合	6,180円		
			体育・スポーツ以外に利用する場合	入場料等を徴収しない場合	6,180円		
				入場料等を徴収する場合	12,360円		
				営利を目的とする場合		24,720円	
		メインスタンド（第1会議室、第2会議室及び第3会議室の利用を除く。）	1利用につき	営利を目的としない場合	体育・スポーツに利用する場合	入場料等を徴収しない場合	3,600円
						入場料等を徴収する場合	7,200円
					体育・スポーツ以外に利用する場合	入場料等を徴収しない場合	7,200円
						入場料等を徴収する場合	14,400円
				営利を目的とする場合		28,800円	
個人利用	競技場			1人1回につき 150円			
	メインスタンド（観客席のみ）	1時間につき 520円					
	研修室	1室1時間につき 210円					

	第1会議室	1室1時間につき	210円
	第2会議室	1室1時間につき	210円
	第3会議室	1室1時間につき	260円
	第1ミーティングルーム	1室1時間につき	310円
	第2ミーティングルーム	1室1時間につき	310円
	第1ミーティングルーム及び第2ミーティングルームの同時利用	2室1時間につき	520円
運動広場	ソフトボール利用	1面1時間につき	520円
	サッカー利用	全面1時間につき	730円
		半面1時間につき	520円
その他の利用	全面1時間につき	730円	
		半面1時間につき	520円
アーチェリー競技場	専用利用	1時間につき	380円
	個人利用	1人1回につき	190円

(2) 市民以外の者（市外の団体）が利用する場合

区分		利用料金			
庭球場		1面1時間につき 440円			
プール	50メートル	専用利用			
	25メートル	50メートルプール1時間につき5,850円			
	徒渉池	25メートルプール1時間につき3,380円			
		個人利用			
		1人1回高校生（中等教育学校の後期課程の在學生を含む。）及び一般 600円			
		1人1回小学生及び中学生（中等教育学校の前期課程の在學生を含む。） 240円			
		1人1回幼児 150円			
ウォータースライダー		1人3回につき 100円			
陸上専用利 競技用 場 (補助 競技場 を含む。)	競技場	1時間につき			
		営利を目的としない場合	体育・スポーツに利用する場合	入場料等を徴収しない場合	3,090円
				入場料等を徴収する場合	6,180円
			体育・スポーツ以外に利用する場合	入場料等を徴収しない場合	6,180円
				入場料等を徴収する場合	12,360円
		営利を目的とする場合		24,720円	
メインスタンド(第1会議室、第2会議室及び第3会議室の利用を除く。)	1利用につき				
	営利を目的としない場合	体育・スポーツに利用する場合	入場料等を徴収しない場合	3,600円	
入場料等を徴収する場合			7,200円		

				合	
			体育・スポーツ以外に利用する場合	入場料等を徴収しない場合	7,200円
				入場料等を徴収する場合	14,400円
			営利を目的とする場合		28,800円
個人利用	競技場	1人1回につき	150円		
	メインスタンド(観客席のみ)	1時間につき	690円		
	研修室	1室1時間につき	280円		
	第1会議室	1室1時間につき	280円		
	第2会議室	1室1時間につき	280円		
	第3会議室	1室1時間につき	340円		
	第1ミーティングルーム	1室1時間につき	410円		
	第2ミーティングルーム	1室1時間につき	410円		
	第1ミーティングルーム及び第2ミーティングルームの同時利用	2室1時間につき	690円		
運動広場	ソフトボール利用	1面1時間につき	700円		
	サッカー利用	全面1時間につき	970円		
		半面1時間につき	700円		
その他の利用	全面1時間につき	970円			
		半面1時間につき	700円		
アーチェリー競技場		専用利用1時間につき	380円		
		個人利用1人1回につき	250円		

備考

- 1 運動広場を陸上競技場の補助グラウンドとして利用する場合は、陸上競技場の利用料金のみを徴収するものとする。
- 2 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）以下の学校団体その他市長が定める団体が高校生（中等教育学校の後期課程の在學生を含む。次項において同じ。）以下を参加対象者として主催する行事で市レベルの規模以上のものに係る利用については、規定の利用料金の半額とする。
- 3 個人利用のうち高校生以下の利用については、規定の利用料金の半額とする。ただし、プール、陸上競技場メインスタンド、研修室、第1会議室、第2会議室、第3会議室、第1ミーティングルーム及び第2ミーティングルーム利用の場合を除く。
- 4 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、これを1時間として計算する。
- 5 規則に規定する利用時間以外の時間に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に2割を加算した額とする。ただし、陸上競技場の専用利用のメインスタンド（第1会議室、第2会議室及び第3会議室の利用を除く。）には適用しない。
- 6 やむを得ない理由により休場日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に2割を加算した額とする。

○介護者の免除について（プール、陸上競技場、アーチェリー場）

身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳提示者の介護者が利用する場合において、提示者1名につき介護者1名が利用するとき、介護者は無料（免除）

② 照明代

区 分	単 位	照明代
運動広場照明	1面につき30分まで	1,930円
庭球場照明	1面につき30分まで	230円
陸上競技場照明(練習)	1人30分まで	50円
陸上競技場照明(専用)	30分まで	520円

③ 器具使用料

器具名	単位	1日につき
コインロッカー(陸上競技場)	1回	50円

④ 冷暖房代(コイントイマー方式) (100円硬貨専用)

施設名		単価
庭球場	休憩室	100円で1時間使用
	運営室	100円で1時間使用
プール	大会運営室	100円で1時間使用
アーチェリー競技場	クラブハウス	100円で1時間使用
陸上競技場	ミーティングルーム	100円で20分使用
	会議室	100円で1時間使用
	放送室	100円で1時間使用
	役員室	100円で1時間使用
	研修室	400円で1時間使用

⑤ その他

施設名	項目	単価	
庭球場 更衣室	コインシャワー	5分間	100円
陸上競技場 更衣室	コインシャワー	5分間	100円

2 体育館

① 利用料金

(1) 市民(市内の団体)が利用する場合

区分	利用料金	
練習利用	バスケットボールコート	1面1時間につき 890円
	バレーボールコート	1面1時間につき 720円
	バドミントンコート	1面1時間につき 350円
	卓球台	1台1時間につき 230円
専用利用	上記種目及び体育関係の行事を開催する場合	午前9時から午後1時まで 4,750円 午後1時から午後5時まで 4,750円 午後5時から午後9時まで 4,750円

(2) 市民以外の者(市外の団体)が利用する場合

区分	利用料金	
練習利用	バスケットボールコート	1面1時間につき 1,180円
	バレーボールコート	1面1時間につき 960円
	バドミントンコート	1面1時間につき 470円
	卓球台	1台1時間につき 300円
専用利用	上記種目及び体育関係の行事を開催する場合	午前9時から午後1時まで 4,750円 午後1時から午後5時まで 4,750円 午後5時から午後9時まで 4,750円

備考

- 1 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）以下の学校団体その他市長が定める団体が高校生（中等教育学校の後期課程の在生を含む。次項において同じ。）以下を参加対象者として主催する行事で市レベルの規模以上のものに係る利用については、規定の利用料金の半額とする。
- 2 練習利用のうち高校生以下の利用については、規定の利用料金の半額とする。
- 3 体育・スポーツ以外に利用する場合は、規定の利用料金の3倍額とする。
- 4 専用利用において、午前9時から午後9時までの時間以外の時間に利用する場合には、利用時間1時間までごとに規定の利用料金の1時間相当額に2割を加算した額を徴収する。
- 5 練習利用時間は、1時間を単位とする。ただし、管理運営上必要と認められる時間帯については、利用時間の単位を2時間とすることができる。
- 6 前項の場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。
- 7 やむを得ない理由により休館日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に2割を加算した額とする。

② 照明代

区 分	単 位	照明代
全面全灯(56灯)	30分につき	430 円
全面半灯(28灯)	30 分につき	210 円
半面半灯(14灯)	30 分につき	105 円
6灯	30 分につき	45 円
4灯	30 分につき	30 円

③ 器具使用料

区分		単位	利用料金	
体育館	拡声装置 (ワイヤレスマイク 2本付き)	一式	1 利用につき	1,560円
	CDプレイヤー	一式	1 利用につき	520円
	ダイナミックマイク	1本	1 利用につき	310円
	コンセント	1 個	1 利用につき	210円
	電光得点表示坂	1 組	1 利用につき	260円
	長机	1 脚	1 利用につき	50円
	椅子	1 脚	1 利用につき	10円

④ 冷暖房代(コインタイマー方式)

施設名		単価
体育館	休憩室	100 円で1時間使用

⑤ その他

施設名		項目	単価	
体育館	更衣室	コインシャワー	5 分間	100 円

### 3 野球場

#### ① 専用利用料金、練習利用料金及びスコアボード利用料金

##### (1) 市民（市内の団体）が利用する場合

区分 種別	専用利用料金						練習利用 料金 1 時 間につき	スコアボー ド利用料金 1 時間につ き	投球練習 場利用料 金 1 時間 につき
	入場料を徴収しない場合			入場料を徴収する場合					
	半日	1 日	夜間	半日	1 日	夜間			
職業	17,730 円	35,460 円	17,730 円	最高入場 料 100人分	最高入場 料 200人分	最高入場 料 100人分	5,600 円	2,600 円	330 円
一般	5,310 円	10,620 円	5,310 円	最高入場 料 25人分	最高入場 料 50人分	最高入場 料 25人分	1,400 円	520 円	160 円
学生	2,650 円	5,300 円	2,650 円	3,180 円	6,360 円	3,180 円	700 円	520 円	70 円

##### (2) 市民以外の者（市外の団体）が利用する場合

区分 種別	専用利用料金						練習利用 料金 1 時 間につき	スコアボー ド利用料金 1 時間につ き	投球練習 場利用料 金 1 時間 につき
	入場料を徴収しない場合			入場料を徴収する場合					
	半日	1 日	夜間	半日	1 日	夜間			
職業	17,730 円	35,460 円	17,730 円	最高入場 料 100人分	最高入場 料 200人分	最高入場 料 100人分	5,600 円	3,450 円	330 円
一般	5,310 円	10,620 円	5,310 円	最高入場 料 25人分	最高入場 料 50人分	最高入場 料 25人分	1,400 円	690 円	160 円
学生	2,650 円	5,300 円	2,650 円	3,180 円	6,360 円	3,180 円	700 円	690 円	70 円

#### 備考

- 「半日」とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までの利用をいい、「1日」とは、午前9時から午後5時までの利用をいい、「夜間」とは、午後5時から午後9時までの利用をいう。
- 「最高入場料」とは、徴収する入場料のうち最高額のをいう。
- 「職業」とは、野球を業とする者をいい、「学生」とは、高校生以下の者をいい、「一般」とは、職業及び学生以外の者をいう。
- 第1項の場合において、利用時間が半日、1日又は夜間の利用時間に満たないときの利用料金は、それぞれ半日、1日又は夜間の利用料金を徴収する。
- 専用利用料金は、投球練習場の利用料金を含むものとする。
- 練習利用時間は、1時間を単位とし、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。
- 専用利用料金において、午前9時から午後9時までの時間以外の時間に利用する場合には、利用時間1時間までごとに規定の利用料金の1時間相当額に2割を加算した額を徴収する。
- やむを得ない理由で休場日に利用する場合は、規定の利用料金に2割を加算した額とする。

#### ② 広告掲示利用料金

広告掲示場所		年間利用料金	
野球場グラウンド内壁ラバーフェンス	外野	1面につき	203,660円
	内野	1面につき	131,660円

#### 備考

- 1面の大きさは、縦1メートル、横8メートルとする。なお、1面の大きさがこれに満たない場合も1面と同額の利用料金を徴収する。
- 広告物は、太陽光や照明等に反射しないテープを利用し、企業名、商品名、商標又はキャッチ

フレーズをラバーフェンスに直接貼って表示する。

- 3 広告物の掲示期間（以下「掲示期間」という。）は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- 4 掲示期間が1年に満たないときの利用料金は、月割りをもつて算出し、1月に満たないときは、1月として算出する。
- 5 広告物の表示、補修及び原状回復に要する費用は、利用者の負担とする。

### ③ ナイター照明代

		ナイター照明代
野球場ナイター照明代	全灯	10分あたり1,030円
	減灯	10分あたり 620円

### ④ 冷暖房代(受付徴収方式)

施設名	単価
野球場	28.9円/1kwh

### 問い合わせ先

総合グラウンド(指定管理者 佐世保市体育協会)

管理事務所 電話 0956-47-3125

陸上競技場 電話 0956-48-2510

体育館 電話 0956-47-2748

野球場 電話 0956-47-4764